罹災証明書交付申請書

年　　月　　日

古河市長宛て

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者  （罹災者） | 住所  電話番号 |
| （現在の連絡先） ※ 電話番号は、日中連絡が取れやすい電話番号を記載してください。  電話番号 |
| フリガナ  氏名 |
| 生年月日 |
| メールアドレス |

次のとおり、罹災したので、当該罹災に係る証明書の交付を申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 罹災世帯  構成員    ※ 罹災建物（貸家（貸している家）を除く）に居住している場合のみ記載。 | 氏名 | 続柄 | 氏名 | 続柄 | 氏名 | 続柄 |
|  | 世帯主 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 罹災原因 | 罹災年月日 |
| 罹災原因  □地震 □台風 □洪水 □豪雨 □暴風 □竜巻 □その他（ ） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被災住家  ※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。  （被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修  理等の対象となる住家） | 所在地 | | |
| □木造・プレハブ □非木造 | | |
| □持家 □貸家（貸している家） □借家（借りている家）  ※ アパート等の名称、室番号も記入してください。  アパート等の名称・室番号（ ） | | |
| 被害  状況 | 浸水被害 | □床上浸水 □床下浸水 □浸水被害なし |
| 建物の損壊 | □屋根 □基礎 □柱 □天井 □外壁 □内壁 □建具 □床 |
| その他 | （ ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査 | 調査番号 | ※ 調査済証が手元にある場合は、「あり」を選択の上、調査番号を記載願います。  □調査番号あり （調査番号 no. ）  □調査番号なし |
| 希望する  調査方法 | □現地調査 ※ 現地調査を希望される場合は、「調査への立会希望」への回答もお願いいたします。  □自己判定方式（「自己判定方式」を採用し、現地調査は行わないことに同意します。）  ※ 自己判定方式を希望する場合は、被害状況が分かる写真を必ず添付願います。  ※ 原則、写真での判定となり、現地調査は行いませんので、御留意願います。 |
| 調査への  立会希望 | ※ 立会いを希望していても、災害の規模によっては、立会い不要の調査を先行する場合があります。  また、希望していなくても、立会が必要である場合は、調査実施日時を調整するため、連絡することがあります。  □立会いを希望する  ※ 詳細な罹災区分の判定（半壊等）を希望する場合は、調査への立会いが必要です。  □立会いは希望しない |

※ 平面図（間取り図）や家屋位置図があれば、その写しを添付してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証明書交付希望通数 | | | | 通 ※ 最大５通 | |
| 証明書使用目的 | | | | □保険請求 □融資 □税控除 □会社提出 □各種公的支援申請 □その他（ 　 ） | |
| 同意確認 | 申請者（罹災者）の | 必須 | □同意します | | 本罹災証明書交付申請の事務手続を処理するために限り、同申請書に記載のある者全ての住民基本台帳関係情報及び地方税関係情報を必要に応じて取得することに同意します。 |
| □同意します | | 本申請に基づき交付した罹災証明書について、自治体が行う各種支援業務の事務手続を処理する際に必要に応じて確認・利用することに同意します。 |
| 選択 | □同意します  □同意しません | | 提出写真について、災害に関する広報や被害状況の説明資料などに二次利用することに同意します。 |
| 罹災証明書  の郵送 | | | ※ 対面により罹災証明書を交付する場合もあり、必ず郵送するものではありませんので、御留意願います。  □希望します → □ 申請者(罹災者)の住所  □ その他の住所 （住所： ）  □希望しません | | |

**自己判定方式とは**

・自己判定方式とは、災害により受けた住宅の被害が軽微な場合（瓦の一部がずれた、壁の一部がはがれた、ひび割れが入った等）に限り、被害判定調査（現地調査）を行わずに、判定結果を『準半壊に至らない（＝一部損壊）』（家屋全体の損害割合 10％未満）とする判定方法です。

・被害判定調査を行わないため、比較的短期間で罹災証明書を交付することが可能となります。

・自己判定方式を希望される場合は、下記の注意点を必ずご確認下さい。

**自己判定方式の注意点**

・被災された方（罹災証明書を必要とする方）が、現地調査を行わずに、被害判定を『一部損壊』として罹災証明書を 交付することに同意（了承）していることが前提となります。

・自己判定方式を希望（同意）すると、被害が軽微で明らかに半壊に至らないことを了承されていると判断いたしますので、ご留意ください。

・状況確認及び、現地調査省略のため、被害状況の分かる写真を必ず添付してください。

・自己判定方式を希望した場合でも、写真を確認した結果次第で（写真では被害状況がはっきり確認できない場合や、重大な被害が確認された場合など）、現地調査が必要となる場合がありますので、ご了知願います。

# 市記載欄

|  |  |
| --- | --- |
| １ 建物被害認定調査   1. 識別番号 （ ） 2. 物件番号 （ ）   ２ 調査確認欄  (1) 受付番号 （ ）  ３ 備考   |  | | --- | |  | |